

# 富士見集会所だより



狭山市七夕の妖精 おりびい

発行日:令和7年9月10日(水)  
発行:狭山市立富士見集会所  
〒350-1306 狭山市富士見1-1-18  
TEL&FAX:04-2959-6230  
E-Mail:[fujimi-s@city.sayama.saitama.jp](mailto:fujimi-s@city.sayama.saitama.jp)

9月号

## 10・11月「狭山市民文化祭」を開催します!

狭山市では、毎年、公民館等を会場にして、利用者・利用団体による日頃の文化活動の成果を地域住民に発表することで、市民の文化活動を促し、また、そこに集まる人たち相互の親睦・交流を図るために「狭山市民文化祭」を開催しています。富士見集会所でも、登録団体に呼びかけ参加を募り、今年度も「狭山市民文化祭」を実施いたします。7、8月すでに2回実行委員会を開き、開催準備を進めています。その中で今年度は下記のように、富士見集会所会場の日程が決定しました。昨年と同様、発表の部と展示の部を2週に分けて開催します。

### 発表の部

10月25日(土)・26日(日)(2日間)

### 展示の部

11月1日(土)～3日(月・振)(3日間)

詳細は、富士見集会所だより10月号及び、ホームページでお知らせします。  
お楽しみに!!

### 【文化祭に関連して貸館できない期間があります】

10月24日(金)～27日(月)、10月31日(金)～4日(火)

文化祭の会場設営や復旧作業を含め、上記の期間は貸館できなくなります。文化祭不参加の利用登録団体の皆様には、ご理解いただきますようお願いいたします。

## 9月から10月の主な予定

日にち	行事内容	日にち	行事内容
9/10(水)	集会所だより9月号発行	10/7(火)	第2回人権セミナー「同和問題」 地域ふれあい講座「けん玉教室②」
9/18(木)	ユニバーサルスポーツを楽しもう!	10/10(金)	集会所だより10月号発行
9/25(木)	第4回ふじみ寿大学「音楽講座」	10/14(火)	地域ふれあい講座「けん玉教室③」
9/29(月)	利用団体代表者連絡会	10/16(木)	ユニバーサルスポーツを楽しもう!
9/30(火)	地域ふれあい講座「けん玉教室①」	10/18(土)	第5回小学生ふれあい教室「博物館」

【休所日】9/15(月・祝)敬老の日、9/23(火・祝)秋分の日

10/13(月・祝)スポーツの日、10/20(月)

【夜間休所日】10/21(火)、10/28(火)

## 富士見集会所と同和問題について

富士見集会所は、同和問題（部落差別）を中心とする人権教育を主要な事業として取り組んでおり、市民の皆さんが、人権意識を高め、偏見や差別のない社会を実現することを目指しています。このために、小中学生から高齢者まで、さまざまな世代を対象にした各種講座等を企画・運営しています。また、サークル活動などによって、地域の「学びの場」「創造の場」「集いの場」としてご利用いただき、文化意識を高めたり、互いの交流を深めながら、よりよい人間関係を築くことなどで、偏見や差別のない社会を実現することも目的としています。その柱となる同和問題（部落差別）、皆さんの中には、「あまり詳しくは知らない…」とか「今はなくなっているじゃない」と思われている方がいるかもしれません。でも、残念ながら、差別は、まだ残っています。

令和7年7月人権教育研修会



特にインターネット上の差別事案は、瞬時に不特定多数の人に伝わるだけでなくネット上に流出した情報すべてを回収することはほぼ不可能のため、長期間にわたり深刻な被害をもたらしてしまいます。最近では、特定の地域が同和地区であると指摘するなどの事案が発生しており、県ではその情報を法務局へ報告し、法務局では、プロバイダー等に削除を要請するなどの対応を図っています。これらの行為は、同和問題への無理解や偏見を一層助長し、差別意識を拡大するもので決して許されるものではありません。インターネット利用者一人ひとりが、「お互いの人権に配慮する」という強い信念を持ち、他人を傷つける誹謗・中傷、差別的表現の書き込みは、絶対にしないこと、そして、見逃さないことが大切です。

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課  
同和問題の解決をめざして（本編）より一部抜粋

～消費生活センターからのお知らせ～

### 怪しい通販サイトにご注意！

ブランド品や入手困難な米など、通販サイトを見て注文し、代金を支払ったのに商品が届かないなどの相談が寄せられています。以下の内容の場合、注意が必要です。少しでも怪しいと感じたら利用はやめましょう。

①市場で希少な商品が入手可能 ②米やブランド品が不自然に安い ③支払い方法に、クレジットカードが可能と記載されているのに、実際は代金引換のみ ④振込先の銀行口座が個人名義 ⑤キャンセル、返品、返金ルールの記載がない ⑥事業者の名称、住所、電話番号が明記されていない（特定商取引法に基づく表示が記載されていない） ⑦問い合わせ先の電話番号が通じない。被害にあった場合、クレジットカードの場合はクレジットカード会社に相談しましょう。

併せて、代引き、振り込みの場合も含め、警察に被害を届けましょう。困ったときは消費生活センターにご相談ください。

【相談・問合せ】消費生活センターへ ☎04-2954-7799  
月～金曜日の9時30分～12時、13時～16時